

平成 22 年 4 月 1 日

「暴力団排除条項」の導入について

青い森信用金庫では、平成 19 年 6 月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成 22 年 4 月 1 日より、普通預金規定、当座勘定規定等各預金規定および貸金庫規定に「暴力団排除条項」を盛り込むことといたしました。

概要は以下のとおりです。

- ・ 普通預金口座などの開設時や貸金庫のお申込の際に、お客様が反社会的勢力に該当しないことを表明し確約していただきます。
- ・ 万が一、表明し確約いただいた内容に虚偽の申告等があった場合には、解約等の対象となります。
- ・ また、すでにお取引いただいている場合でも、反社会的勢力と判明した場合には、解約等の対象となります。

青い森信用金庫では、政府指針にもとづき、反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進しておりますので、お客様のご理解とご協力をお願い申し上げます。